

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和元年6月26日（水） 午前10時00分～午前11時2分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、
9番 柳沢 英希、 11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 神谷 利盛、 5番 岡田 公作、
6番 柴田 耕一、 8番 黒川 美克、 12番 鈴木 勝彦、
14番 小嶋 克文
(報道関係者1名)

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、
福祉部長、地域福祉GL、地域福祉G主幹、介護障がいGL、
福祉まるごと相談GL、健康推進GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹（鈴木、東條）

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第50号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第51号 工事請負契約の締結について
- (3) 議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- (4) 議案第53号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- (5) 議案第54号 調停申立て等について
- (6) 陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- (7) 陳情第7号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情
- (8) 陳情第8号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情
- (9) 陳情第9号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月21日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり一般議案3件、補正予算2件、陳情4件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤とし子委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特別ございません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

《議 題》

（1）議案第50号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（15） 議案第50号ですが、何でこの時期にという、減額賦課にかか

る条例だと思っんですが、なぜ、この時期に出てきたのかということと、それから、平成30年度についてはというのが記載されていますが、平成30年度というのは済んでしまったというか、この扱いについてはどうなるのか、お示してください。

答（介護障がい） まず、なぜこの時期かということでございます。こちらは、平成31年3月29日に公布をされました介護保険法施行令、これが改正されたことに伴いまして、直近のこの6月議会で、改正のほうをさせていただくものでございます。あと、平成30年度もということで、附則のほうには規定がされてございます。

介護保険料は、御存知のとおり、3年間の給付実績を見込みまして、その3年間の保険料を定めさせていただきます。今回の条例改正におきましては、令和元年度、平成31年4月1日からの適用となりますので、30年度は、従前のとおり変わりませんという改正内容でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第51号 工事請負契約の締結について

委員長 質疑を行います。

問（3） では、議案第51号について、何点かお聞かせください。事業の期間が来年の3月24日までということなんですが、こちらまでに終わると思いますが、この議会が終わって契約されると思いますが、そのあとのスケジュールというのは、もし、ある程度きまっているとか決まっていないとかあれば、教えてください。

答（学校経営 主幹） 今後のスケジュールについて、お答えいたします。今後につきましては7月4日、本会議での議決後、契約業者の方とスケジュールの調整をしまいたしますので、詳細のスケジュールについ

ては、現在では決まっておりませんが、まずは、設計をきちんとしてから始めていきますので、また決まり次第、御報告させていただきます。

問（3） あと、いろいろと最初話題になりましたけれども、国の補助金がついたと思うんですけれども、最終的にどれぐらい、この中のうちついたのか、確定していれば教えてください。

答（学校経営 主幹） 現在では、きちんとした設計ができておりませんので概算ということになります、1億円ぐらいの予定をしております。

委員長 ほかに。

問（15） これ、この議案ですと、1社で契約がされているんですが、来年の3月までということは、今年の夏は、子供たちは、また暑い、大変厳しい学習環境というか、教育環境が待っていると思うんですが、これ、せめて2社とかの、そういう形でもっと早くするという事はできなかったのか、お示してください。

答（学校経営 主幹） 今年の夏に対応するために、2社でというお話がありましたけれども、そもそも応札していただける業者の確保が難しかったので、1社で、今年の夏には間に合いませんが、来年の夏に間に合うように、入札の不調がならないようにということで、やらせていただいております。

委員長 ほかに。

問（7） 今、今年の夏は無理というような回答があったんですけれども、やっぱりエアコンをつけてほしいという、大勢の市民の方、お子様、御父兄の方、いらっしゃると思うので。すごく気にしている方が多いですけれども、頑張っって、この秋ぐらいに設置して、冬の期間が長いものですから、そこら辺間に合うような形は、とれるのかとれないのか教えてください。

答（学校経営 主幹） 今、冬が使えるようにということで、こちらのほうも、今からスケジュールの調整をしていきます。その中で高浜市の場合は、受変電設備の工事もあるものですから、停電したりとか、そういうことも発生してきます。学校がやっている間は、なかなかそういう

のができないので、長期休暇、連休を使って、その受変電設備の工事をやりながら、早くできるようであれば冬休みに施工して、その1月ぐらいから使える学校もあるかと思いますが、そこら辺のスケジュールが、まだ詳細に決まっておりませんので、まだ、はっきりしたことは申し上げられません。

問（7） 頑張って期待に応えられるように、早目に設置していくことを要望します。

あと、すごく心待ち、気にしている方が多いので、そこら辺、いつ設置されるかというのを早目に、市民の方というか、利用者の方にお伝えをしていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺の広報は、どのように考えているのか、教えてください。

答（学校経営 主幹） スケジュールが決まり次第、学校のほうには連絡をしていく予定です。保護者の方につきましては、きちんと使えるようになってからの連絡のほうがいいかと思いますが、学校ごとに時期がずれるかと思いますが、使えるようになりましたら、連絡していきたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

問（16） 補正予算書の30、31ページの青少年育成・活動支援費というところで、青少年ホーム管理事業4,264万9,000円の減額の理由を教えてください。

答（文化スポーツ） 今回の補正予算の減額理由ということでございますけれども、当初、負担金で跡地発生土を場外へ運搬処分を行うという

予定をしておりましたが、県のほうからの話もあり、解体工事で出た分については、市が排出事業者となって運搬処分すべきであるというお話がございました。そこで、3月補正の追加補正のところで、委託料への組み替えということを行わせていただきましたので、その分の減額ということでございます。

問（16） その委託された部分が720立米かと思われるんですが、こちらについては既に工事が完了していると思われそうですが、最終的には、いくらになったんでしょうか。お願いいたします。

答（文化スポーツ） 委託料の最終的な支出実績ということで、参考ということで、お答えさせていただきたいと思いますが、3,597万6,854円でございます。

問（16） 今の3,597万6,854円ということで、こちらの減額した4,264万9,000円と比べると、差額が233万3,338円になるかと思いますが、その差額分は、また減額するのでしょうか。

答（文化スポーツ） 今回の負担金の減額というのは、あくまで市の委託料を組みかえた分の減額ということでございます。負担金の事業については、まだ完了してございませんけれども、減額が見込まれておりますので、最終的には、また、さらに減額を予定しております。

問（16） では、負担金のほうが、栗本建設が排出事業者となる土の量は、いくつになりますでしょうか。

答（文化スポーツ） 排出の実績としましては、約5,354トンでございます。

問（16） 5,354トンでよかったですかね。

答（文化スポーツ） はい、そのとおりでございます。

問（16） 以前の説明というか、ちょっと私、いろいろ調べさせていただいたところ、今回、負担金で処理するのが、3,350立米にはならないのでしょうか。

答（文化スポーツ） 今、16番委員がおっしゃいました3,350立米、これにつきましては、1月補正の主要新規事業の概要のほうにも示させていただいておりますけれども、最大の見込み量ということでございます。

問（16） 今、見込み量という話があったんですけれども、先ほどの委託料の720立米は、ちょっとこちらで計算をすると1立米当たり5万円で処理されていると思うんですけれども、今回、栗本建設に負担金として払うお金のほうが、多分、市の設計書のほうが立米当たり6万円で計上されているんですけれども、また、こちらのほうも減額される予定ではないでしょうかということと、また、減額されるのであれば、なぜ、今回4,269万円の分だけ減額補正の予算が出てきているのかということをお聞きしたいと思います。

答（文化スポーツ） 今、市の委託料のほうが1立米当たり5万円、それから負担金のほうが6万円になるんじゃないかというお話でございました。

まず、委託料でございますが、先ほど、支出の合計を申し上げましたが、運搬、処理、積み込み、さまざまな経費がございますので、1立米当たり5万円ということではなく、運搬の単価、処理の単価、それぞれございますので、よろしく申し上げます。

それから、負担金につきましては、運搬処理の経費だけではなくて、敷地の場外へ搬出するに当たっては、プールの営業もありますので、正面から出せないということで、川の堤防から出していく。そういった、搬出・搬入経路の設置等、そういった経費も含んでおりますので、その合計として、上限金額で設定させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それから、負担金についての減額予定かということでございますが、先ほど申し上げたとおり、最終的には実績額が確定した時点で減額を予定しております。

問（16） では、また再度、減額の予算が出てくるという理解でよろしかったでしょうか。

答（文化スポーツ） そのとおりでございます。

委員長 ほかに。

問（16） ちょっと違うところになるんですけれども、補正予算書の25ページの教育費委託金の道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援業務委

託金というところの、詳細な内容につきましてお聞きしたいのと、補正額について変更になった理由を教えてください。

答（学校経営 主幹） お願いいたします。この事業ですが、県からの委託事業になっています。道徳教育が新しく教科化をされました。その新学習指導要領の趣旨を踏まえまして、考え、議論する道徳へと、質的な変換を図っていく。そのことを目的にして教員が、より効果的な指導方法を探ったり、評価の方法を探ったり、あるいは、家庭や地域との連携のあり方について研究をしていく。そんな内容になっています。

この時期の補正の件であります。県からの委託事業となりますので、3月末の県議会の議決をもってからでないと、正式な額が確定をしないということがあって、この時期ということになっております。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（9） 主要・新規事業等の概要の5ページ、6ページ。みんなでまちづくり事業、まちづくり体験ソフト導入業務委託等というところをちょっと教えていただきたいんですけれども、今回、この事業の概要をもう一度、お願いいたします。

答（総合政策） 今回、補正予算を計上させていただきました、こちらの内容というところでございますが、3つの取り組みとなっております。1つ目としましては、まちづくりを自分が市長になり、ゲーム感覚で体験をし、高浜市の将来を考えるきっかけとするような取り組み。2つ目としましては、まちづくり協議会と連携をいたしまして、自分たちが住む地域をデータや聞き取りから調査、分析をして、地域の将来を考えていくきっかけとするもの。3つ目としましては、地域の中にある空きスペースを活用し、できれば起業につながるといういいなと思っておりますが、若い世代が、自分のできること、したいことをチャレンジできる場というものを創出する、ということをご予定しております。

さまざまなアプローチの仕方や仕掛けによって、今、現在、既に取り組んでいる市制50周年の取り組みなどとも連動することで、将来のまちづくりの担い手の発掘・育成に、特に若い世代の人材創出につなげてい

けたらということを目的として、取り組んでいこうと考えております。

問（9） 50周年の若者の育成に対する事業ということですが、今回これ、当初予算ではなくて、補正で上げた理由というのは。

答（総合政策） 今回、当初ではなく、なぜ補正予算というところがございますが、今回、補正予算で上げさせていただきました内容につきましては、いずれも地域活性化センターだったり、地域社会振興財団や地方創生推進交付金といった助成金・交付金を活用をして実施をしていくことを予定しております。

これにつきましては、昨年度中に申請のほうはしておるんですけれども、その決定、採択の通知がされたのが昨年度末、平成31年3月に採択がされておりますので、その採択決定を受けて、直近であります今回の6月補正に計上をさせていただいております。

問（9） 主要・新規を見ますと、これまでの主な取り組みと成果という部分と、資料等で位置図等ということで、将来のまちを担う人材を育成され、世代のリレーができるまちづくりを実現。図が書いてありまして、いままで、まち協もそうですし、未来カフェ、若者会議、市民会議もそうですし、しあわせづくり計画と、いろいろやってきているとは思いますが、今回、また、それと似たような事業というのを、なぜ、またこうプラスで行っていくのかという、いままでやってきた事業との差というか、そういうのもちょっと見えづらいなというのがあるんですけれども。

答（総合政策） 今、議員が言われるように、既に高浜市、いろいろな市民と協働のまちづくり、人材育成もそうですけれども、取り組んでおります。特に地域内分権、まちづくり協議会の取り組みにつきましては、もう10年以上、ずっと継続して、高浜は市民と協働したまちづくりの核として、これは継続をしてきております。

そうした中でまちづくり協議会さんも、なかなかこの次の担い手のところというのは、どこのまち協も課題に現在なっております。そうした中で少しでも、そういった、まちに関わりを持っていただける方、まちのことを気にしていただける方というのを生み出していくためのき

っかけとなるような事業、たかはま未来カフェだったりもそうなんですけれども、そういったような取り組みをやってまいりました。

ただ、なかなか人材の発掘、育成というのは、正直、すぐ効果が出るものでもなく、ちょっと難しいところがありました。そういったところで今回、そういったゲーム感覚だったりだとか、その地域を分析すると、そういったような、また、さまざまなアプローチ、その関わりを持ち方をつくらせていただくことで、少しでもそういった、将来的にはまちづくり協議会だったり、そういったところに関わっていただける方を増やしていきたい。そういったアプローチの入口を少しでもいろいろな角度からつくっていききたいということがございまして、今回、新たに、こういったような取り組みの各種交付金だとか助成金が活用ができるものがございましたので、していきたいというように形で計上しております。

そういった中で市制50周年だったり、将来的には総合計画というようなところを担っていただけるような人材にもつながってってくれる人たちが、少しでも発掘できたらいいなということでございます。

問（9） 50周年の記念事業にということの特化じゃなくて、あくまでも若い子にしっかりと、まちづくりだとかそういったものに興味を持ってもらって、いずれ出ていったとしても、高浜だとか愛知県のことをしっかりと覚えてもらえるような、そういった子を今後つくっていききたいという理解でよろしいですか。

答（総合政策） 議員、言われるとおりでございまして、高浜は、高校は1校しかありませんし、大学はありません。なので、そのタイミングで、絶対外に若い方が出ていってしまいます。近隣企業もありますので、高浜に住まわれるという方も、なかなか少なくなってくる世代ではございます。そういった人たちが歳を重ねる中で、いずれ高浜に帰ってきたいだとか、例えば、高浜から離れたとしても、高浜のことを思い続けてもらえる、そんなような方々を少しでもふやしていきたい。なので、議員言われるように、そういったふうな取り組みで、今回、計上させていただいております。

問（９） いままでもいろんな事業もやってきたという中で、映画づくり等、若い子も入ったり、ソーシャルビジネスプロジェクトにしても高校生の子が入ったりという、活動をずっとしてきていると思うんですけども、その若い子たちをしっかりと、高浜市だとか愛知県のことを思ってもらおうようなということであれば。

いろんな切り口は、たしかに事業であっていいと思うんですけども、その子たちが将来、また出ていっても、しっかりとこう、高浜の情報を得られるような形であったり、高浜とやっぱり少しでも、離れたところにおいてもこうつなげて。つなげておくというと、ちょっと言い方にちょっときついイメージがあるのかもしれないですけども、しっかりと高浜のことを思い続けてもらえるような、つながっていくということを継続してやっていく、事業が終わってもそういうことをやっていくような、取り組みとかっていうのは、考えていかれるのかどうか。それは、今回のこの事業だけじゃなくて、いままでやってきた事業でつながった子たちも一緒だと思うんですけども、そういうのは考えていますか。

答（総合政策） まさに議員おっしゃられるとおりで、なかなかこれまでにいろいろな事業をやってくる中で、映画のほうだと年に１度、同窓会を関わった人間でやっているというのはお聞きをしておるんですけども、たしかにやった事業、関わった事業にアフターフォローというか、今後も引き続きつながっていただきたいというようなところの部分は、少し欠けている部分があったかなとは思っています。

なので、事業に関わった方が市外に出られたとしても、何らか高浜の情報、こんなふうになっているんだよということを発信していける、つながり続けられるような取り組みというのは重要だと思いますので、そこら辺については今後、しっかりと取り組んで、仕組みの構築もしていきたいと考えております。

問（９） 最後ですけども、こういった事業、この事業ですけども、今後も継続して実施をされていくのかどうか、予算的な部分も含めて、最後、伺っておきたいと思えます。

答（企画部） 今、さまざまな角度から御質問をいただきました。私ど

もは、やっぱり若者の持つ想像力だとか行動力、それは、きちんと生かしていくことで、地域の活性化や、今の多様性の理解につながっていくんじゃないのかなというふうに考えています。

先ほど、つながるだとか、この卒業した子たち、それに関わった子たちが、どういうふうに社会に生きていくんだらうということで、ちょっと私、ふっと思った事例を申し上げますと、高校生のSBPの活動で、第1期生の子が、既にもう卒業しました。その子がこの間、地域というか企業のイベントで会ったときに言われたことが、「市役所に就職したいという希望を私は持ちました」と言って、その子は、大学に進学をしたんですけれども、そんなことを、うれしいことを言っていたんですね。それは、やはり、その活動の中で得られたもので、そういう気持ちを持たれたということで、やっぱりそういったことというのは、いろんな角度からきちんと予算をつけて、皆さんの御理解を得ながら、高浜の将来のために続けていくべきだというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（15） 先ほども出ました教育関係で、主要・新規の31ページ。青少年ホーム管理事業の関係で、委託や負担金で、ほかの仕事も一緒にということで、1立米当たりの金額は直接出ませんでした。この1立米当たりいくらかっていうのは、工事をやっている、事業をやっている中で出ているんじゃないかと思うんですが、いくらだったんでしょうか。

答（文化スポーツ） 今、単価というお話がございましたが、市が排出事業者となって行った分につきましては、運搬については、税抜きで1トン当たり1,860円。それから処理については、税抜きで1トン当たり2万1,900円でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第52号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第53号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第53号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第54号 調停申立て等について

委員長 質疑を行います。

問(16) 調停の申立ての趣旨を読ませていただいたんですが、協議が不調となったということですが、どのような協議をされていたのか、詳しく教えてください。

答(健康推進) 総括質疑でも申し上げましたけれども、ものづくり工房あかおにどんの返還に当たりまして、原状に回復すると契約書に定められておりましたが、この原状回復について、私どもと相手方の考えに隔たりがありました。原状回復といっても、さまざまな原状がございまして、どの時点への原状に回復するかで、相手方と協議がまとまりませんでしたので、今回、調停申立てを行うことにしております。

問(16) やはりこれは、市のほうから調停を申立てするということですので、今後、調停の結果や裁判になった場合とか、市として市の判断が正しかったかどうかというところで、我々は、調停申立てについて、賛成か反対か判断しなければならないと思いますので、先ほど言った原状に回復するということが、市の見解と相手方の見解をしっかりと教えてください。

答(健康推進) 現状回復の部分で、相手方と隔たりがあるということをお知らせしました。相手方といたしましては、ものづくり工房あかおにどんに改修する前の瓦工場の倉庫の状態に戻していただくことを言われ

ております。私どもといたしましては、現在のあかおにどんの状態でお返しをしたいというお話をさせていただいております。

問（16） 今の不調になった話し合いで、協議が不調になった点を教えていただいたんですけれども、これについて、市としては、相手方の言うように原状回復した場合、アスベストが含まれているかという点も含めて、見積り額とかは出しているんでしょうか。

答（健康推進） 市といたしましては、現在のあかおにどんの建物の状態でお返しをしたいということを申し入れておりますので、私どものほうで見積りは、特にとってはございません。

問（16） 相手方からは、何か見積書なり何なり、出ているんでしょうか。

答（健康推進） 相手方からは、元の瓦工場の倉庫の状態に戻すための見積りをとられたということはお聞きしております。

問（16） お聞きしているということは、見積書は受け取っていないということでしょうか。

答（健康推進） 御提示は、いただいております。

問（16） では、その金額というか、相手方の条件は、受け入れられないということで、それに対しての市としての判断と、それから、もしとか、弁護士に相談されていると思うんですけれども、弁護士、市の弁護士の判断としては、どのような形になっておりますか。

答（健康推進） 私どもは、見積りがどうのこうのというよりも、今のあかおにどんの建物の状態でお返しをさせていただきたいということを申し上げております。私どもの弁護士も、昔の瓦工場の倉庫の状態まで戻すということについては、不当な要求ではないかということで、私どもの見解と同じでございます。（訂正後述あり。）

問（16） やはり、それが不当かどうかというのが、ちょっと今、弁護士に相談されたということなんですけれども、いままでもちょっと弁護士に相談されているかどうか、ちょっと私は議員になって間もないのでよくわかりませんが、いままでいろんな案件でも、結局は市のほうが負けているという状況のものが、ちょっといろいろお聞きしてござ

すので、しっかり私どもが契約も読んで、本当に、市の、その不当だっ
てということが正しいかどうかというのが判断できなければ、この申し立
てについて、ちょっと意見が言えないなと思っているんですけれども、
契約書を見せていただけないんでしょうか。

答（健康推進） これから調停で争っていく案件でございますので、す
ぐに開示というのは、控えさせていただきます。

委員長 ほかに。

問（15） 今の調停申立てについての話ですが、前のあかおにどんのと
ころ、あかおにどんにする、工事をするというか事業、あかおにどんと
して使えるようにする時点で市が事業をやったわけですけれども、その
時点でその、もし、あかおにどんを返すというか、いうことになったと
きの準備というか、その返すときに、そのままの形で返すだとか、元の
形に戻して返すだとか、そういう契約書は、取り交わしてなかったんで
しょうか。市がやることにしては、ちょっとその辺りがおかしく感じる
んですが。

答（健康推進） ものづくり工房あかおにどんに改修をした後、前の所
有者の方と賃貸借契約を締結をいたしました。賃貸借契約書の中には、
物件の返還に当たっては、原状に回復するという文言が記されておると
いう状況でございます。

問（15） その時点で原状に回復するという事は、あかおにどんにす
る前の状態にという意味なんですか。

答（健康推進） そのまさに、原状の部分が現在の争点になっておりま
すので、相手方は、あかおにどんに改修する前の状態に戻してほしい。
私どもは、今のあかおにどんの状態でお返しをしたいということで、合
議できない状況であるということでございます。

委員長 ほかに。

問（16） 途中で所有者が替わったということですが、その替わったと
きに、新たな別の契約書を結んだのか、それとも前の契約書を引き継い
だのか、どちらになりますか。

答（健康推進） 所有者が替わりました折に、新たに土地建物の賃貸借

契約を締結いたしております。

問（16） では、先ほど、その原状に回復するっていうところで争っているということなので、そこの文言だけでも、契約書でどのようになっているのか、教えていただけないのでしょうか。

答（健康推進） 契約書上では、私どもが「この契約を終了または解除したときは、原状に回復して相手方に物件を返還するものとする」と規定をされております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第54号の質疑を打ち切ります。

（6）陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（9）この陳情第6号につきましては、市政クラブを代表しまして反対とさせていただきます。

理由としましては、中身を見ますと文章に出てくるんですが、財源を伴わない権限移譲は、地方自治体にとっては重い負担となっている。さらに、政府は、国の役割を地方自治体に丸投げする道州制を検討していると書いてあるんですけども、いままでのその道州制の議論からして、どういうふうに解釈したら、この道州制というのが、こういう丸投げというような形に理解をされるのか、正直、理解ができないなど。

基本的に道州制というのは、国でやるべきことと、地方でやるべきことをしっかりと分けた上で、財源も併せて移譲をしていくというのが本来の考え方だと思っておりますので、この意見書を見ても同じように書いてありますので、これに関しましては、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（15） 陳情第6号ですが、住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情ということなのですが、総人件費抑制ということで、政府は、国の行政機関の機構や定員管理に関する方針に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を進めています。住民の暮らしや命、安全・安心を守るためには、この総人件費抑制を前提とした定員削減を進めることは非常に問題がありますので、住民の暮らしや命や安全・安心を守るためにも、そういう総定員法は廃止してくださいということや、政府が国の役割を地方自治体に丸投げするような道州制を検討していますが、憲法で定められた国の役割を放棄して、地方自治体に道州制ということで、国の役割を押し付けるようなとんでもないことですので、住民の暮らしと命を守るためにも、国の出先機関の予算・人員体制を強化するなど、公務・公共サービスの拡充が求められていますので、共産党としては賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（7） 国の行政機関の機構・定員管理に関する方針については、戦略的人材配置の実現などを推進するものであり、国が合理的かつ適切に運営されるために策定しているから、本陳情には反対します。

また、道州制についても、国の役割を丸投げするものではないと考えるため、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了いたします。

（7） 陳情第7号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（9） この陳情第7号につきましても、市政クラブを代表しまして反対とさせていただきたいと思います。

理由としましては、元々、昔の自民党政権下のときにしっかりと沖縄県と話を進めてきたというのがあります。この辺野古の移設の問題が出たのも、政権が変わってからという形であります。元々、しっかりと沖縄県とも話をしてきたという経緯もございます。

また、先ほど第6号で話も出ていましたけれども、基本的に安全保障というのは、国が進めるべきものであって、この中に出てくる国の安全保障は、地域・自治体の協力なしには成り立たずという部分、少なからずともわかる部分もあるんですけども、基本的に地域や自治体に任せものってというのは、治安の維持という形になりますので、国と県としっかりと、国と地域としっかりと役割を分ける。地方自治体で、じゃあ、国を守るじゃないですけども、地域を守れるわけではありませんので、国と地域と、しっかりと、どういった役割をしていくのかということも含めた上で考えていかなければならないと思っていますので、この陳情に対しては反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（7） 政府は民意を真摯に受け止め、さまざまな努力をしているだろうと考えるため、本陳情には反対です。

委員長 ほかに。

意（15） 陳情第7号、沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情ということですが、もうこの間、大きな沖縄県の選挙も4回ぐらいあって、全て、辺野古の新基地はいらないという答えも出ていますけれども、元々、日本国憲法が保障している地方自治という元の本旨というんですか、それに基づいて住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持することや、沖縄県民のそういう、いままでやられてきた選挙などの民意を尊重して、米軍基地建設の計画を白紙に戻すことなどのこの陳情には賛同できますので、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第7号についての意見を終了いたします。

(8) 陳情第8号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(13) 大幅増員と賃金の引き上げを求めるとありますけれども、今の経済から見ましたら難しいと思いますので、反対いたします。

委員長 ほかに。

意(3) 私も市政クラブを代表して、本陳情には反対の趣旨で意見を述べさせていただきます。

やはり、保育士の人材定着や確保というのは、現場において大きな課題であるというのは認識をしておりますが、大幅増員のために職員配置の基準の改善を挙げていますが、それは、本来、子どもの年齢や関係性など、保育環境の視点や職場環境全体も交えて議論すべきことだと思っております。

以上のことより、国の制度改正による大幅増員と賃金引き上げを目指す本陳情については反対いたします。

委員長 ほかに。

意(7) 国において本陳情に掲げる事項は、現状、最大限努力されていると考えるため、本陳情には反対です。

委員長 ほかに。

意(15) 陳情第8号、保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見

書の提出を求める陳情ということですが、愛知県では、ここにも書かれていますように、研究者らによる保育労働実態調査っていうのが、2017年に行われて、1万人以上の保育士から回答がありました。

正規職員の調査結果から、休憩時間に事務を行っている実態とか、月に14時間以上の不払い残業、多くの持ち帰り残業などの実態が明らかになっています。賃金に対しては、不満とか、やや不満と答えた人は、60%以上に上がっているんです。

ところが、国の定める職員配置基準は、現場の実態とかけ離れた低水準で、保育指針で定められた業務に必要な事務時間だとか、会議時間も考慮されていないんですね。保育士が専門性をきちんと発揮して、質の高い保育を実践し、離職せずに働き続けられるよう、職員配置基準と公定価格の抜本的な改善を国の責任において行っていくことが求められますので、この陳情に賛成します。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第8号についての意見を終了いたします。

(9) 陳情第9号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(13) 幼児教育の無償化により、保育の質や子どもの安全が脅かされかねないというふうに書いてありますけれども、それによって失われることはないと思いますので、反対いたします。

委員長 ほかに。

意(3) 陳情第9号についても市政クラブを代表して、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情の3項目に、公定価格や配置基準を大幅に引き上げ、保育労働者の定着・確保を図るとありますが、これは、陳情第8号と同趣旨の内容でありますので、陳情第9号についても、陳情第8号と同様の理由で反対いたします。

委員長 ほかに。

意(7) 本陳情に掲げる事項は、国において現時点で適切な制度設計を行っているとともに、財源等についても最大限努力されていると考えるため、本陳情には反対です。

委員長 ほかに。

意(15) 陳情第9号、すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情ということで、今年の10月から消費税の引き上げと同時に、幼児教育・保育の無償化が予定されていますが、無償化は世界的な潮流ではありますが、今回の無償化は、利用する保護者に対して利用費を支給するとしており、無償での現物給付ではありません。さらに、保育士がいない施設とか、指導監査基準以下の認可外施設も含めて対象としており、地方自治体がこれまで積み上げてきた保育の質、子どもの安全、職員の処遇改善など、脅かしかねない状態になっています。

費用負担の割合は、公立施設は10分の10、市町村の負担とされていますし、非常に、この無償化をするより前に、待機児をなくすほうが優先されるべきと思っています。幼児教育や保育の無償化は、現物給付により行うこと。実施に必要なあらゆる財源は、2020年以降も国の責任において全額国費で確保することなどという陳情、全て賛同できますので、この陳情には賛成します。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第9号についての意見を終了いたします。

答（福祉部） 先ほど、倉田委員への答弁の中で、弁護士の見解を紹介する中で、不当ではないかというようなことを申し上げたんですが、正確には、そこまでの回復は必要ないのではないかという弁護士の見解でしたので、修正をさせていただきます。よろしくお願いします。

委員長 以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。
なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- （１）議案第50号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- （２）議案第51号 工事請負契約の締結について

挙手全員により原案可決

- （３）議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

挙手多数により原案可決

- （４）議案第53号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1

回)

挙手全員により原案可決

(5) 議案第54号 調停申立て等について

挙手多数により原案可決

(6) 陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(7) 陳情第7号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(8) 陳情第8号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(9) 陳情第9号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件についてお諮りいたします。

一つ、文化拠点施設等について。一つ、地域共生社会について。一つ、高齢者福祉について。一つ、学校教育について。以上、4件を閉会中の継続調査申出事件として決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時2分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長